

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

| 名称 | とき | ところ | 内容 | 問合せ先 |
|------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| まちづくり委員会 | 6月1日(水) 10:00~ | 本町暫定庁舎 1階第1会議室 | 武蔵小金井駅東側高架下開発について | まちづくり推進課まちづくり係 (☎042-387-9862) |
| 公民館運営審議会 | 6月8日(水) 10:00~ | 市役所第二庁舎 8階801会議室 | 公民館事業について ほか | 公民館本館 (☎042-383-1184) |
| 地域自立支援協議会 | 6月8日(水) 17:00~ | 本町暫定庁舎 1階第1会議室など | 専門部会の開催について | 自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9848) |
| 都市計画マスタープラン策定委員会 | 6月10日(金) 15:00~ | 東小金井駅開設記念会館・マロンホール 2階A・B会議室 | 都市計画マスタープランの策定について | 都市計画課都市計画係 (☎042-387-9859) |

※感染症拡大防止のため、傍聴については事前にお問い合わせください

浅川清流環境組合
可燃ごみ処理施設
環境保全協定を締結

施設稼働による公害を防止し、周辺に住む方々の健康と生活環境の保全を図ることを目的に、日野市の地元5自治会の代表と3市(日野市、国分寺市、小金井市)職員、同組合などでの話し合いを経たのち、各自治会との間で、協定を締結しました。主な内容は次のとおりです。

せられた意見について、学識経験者による専門家委員会で内容を検討
同組合事業課(☎042-506-2923)
資源物処理施設に関する説明会
中間処理場に整備する資源物処理施設の基本設計、生活環境影響調査およびそれに伴う用途地域等の都市計画変更について、説明会を開催します。
6月25日(土)午前10時~正午
所中間処理場
定20人(申込順)
他手話通訳あり(要事前申込)
6月1日~17日に、電話でごみ対策課施設係(☎042-383-0250)へ

後期高齢者医療制度
交通事故などに遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時立て替えた後、加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

国民健康保険税の
税率等を改定

国民健康保険(以下「国保」)制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国および都、市からの負担金などを財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。国保は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い等の課題を抱え、厳しい財政状況となっています。

このことから、安定した国保財政運営を継続していくため、令和4年度国保税の税率および課税限度額を改定することとなりました。また、併せて子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の均等割額に対する軽減措置を実施します。被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、国保財政の厳しい状況を理解いただき、ご協力を

令和4年度国保税 税率等改定内容

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|---------------|-------|----------|----------|
| 医療分 | 所得割 | 5.75% | 6.04% |
| | 均等割 | 26,000円 | |
| | 課税限度額 | 630,000円 | 650,000円 |
| 後期高齢者支援分 | 所得割 | 2.05% | |
| | 均等割 | 13,000円 | |
| | 課税限度額 | 190,000円 | 200,000円 |
| 介護分(40~64歳の方) | 所得割 | 2.00% | |
| | 均等割 | 15,000円 | |
| | 課税限度額 | 170,000円 | |

また、事故(自損事故含む)に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に必要な書類(被害届等)は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出てください。
※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください
都後期高齢者医療広域連合
お問合せセンター(☎0570-088-519)、市保険年金課
高齢者医療係(☎042-387-9834)

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

夫婦・恋人の関係は対等ですか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。

デートDVとは

デートDVとは、10代~20代などで、未婚の交際相手から受けるDVのことです。

ストーカー行為とは

恋愛感情、その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい行為を反復して行うことです。不安を感じたら、まず最寄りの警察署等にご相談ください。

市の取り組み

市企画政策課男女共同参画室(市役所本庁舎2階)では、DV等の相談を受け付けています。また、啓発パンフレット「知っておきたいデートDV」、「知っていますか?身近なDV」を配布しているほか、市ホームページでも掲載するなど、啓発に取り組んでいます。



企画政策課男女共同参画室(☎042-387-98053)

DVチェックシート

◎パートナー(配偶者や恋人)は...

- 怒るとあなたにどなったり物を投げたりしますか
- あなたが実家に帰ったり、友人と会う事を嫌がりますか
- あなたが何かするたびに、報告をさせたり、自分の許可をとらせませんか
- あなたの服装、髪型、メイクについて、ああしろ、こうするなどと制限しませんか
- あなたの持ち物を壊したり、ペットをいじめたりしますか
- 暴力を、お酒やストレスのせいにしますか
- あなたの携帯をチェックしたり、登録されているメールアドレスを削除したりすることがありますか
- あなたへの連絡に、すぐに応答・返信がないと怒りますか

◎あなたは...

- 絶望感におそわれることがありますか
- パートナーの機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖いですか
- パートナーが怒るのは自分に非があるからだと思っていますか
- 自分さえ我慢していれば二人の関係はうまくいくと思っていますか
- パートナーが束縛したがるのは、自分のことを愛しているからだと思っていますか